

令和4年第8回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年8月8日

2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室

3. 開催年月日 令和4年8月17日

4. 出席農業委員 19名

1番 佐藤 易廣	2番 柳沼 正治	3番 八巻 長一	4番 寺島 武
5番 渡邊 政幸	6番 菅野 照	7番 鈴木 政浩	8番 穴戸 洋一
9番 阿部 忠幸	10番 浦山 公一	11番 大槻 孝徳	12番 吉田 浩重
13番 大橋 吉成	14番 千葉 利市	15番 長沢 壽幸	16番 佐藤 清光
17番 渡邊 茂	18番 土屋 洋一郎	19番 清野 直人	

5. 欠席農業委員 0名

6. 出席農地利用最適化推進委員 22名

20番 佐藤 輝弥	21番 佐々木 春男	22番 大武 有子	23番 後藤 喜美江
24番 橘 典雄	25番 八島 市藏	26番 高橋 敏明	27番 菊池 和彦
28番 齋藤 信夫	29番 佐藤 善一	30番 渡邊 みき子	31番 野田 源吉
32番 舟山 健一	33番 引地 秀樹	34番 八城 智広	35番 佐瀬 之人
36番 小賀坂 伸夫	37番 秋葉 武	38番 大和田俊一郎	39番 三浦 秀勝
40番 阿部 良夫	41番 津田 茂	42番 井上 林一	43番 八巻 博

7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名

8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則

9. 会議の提出事項

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 空き家に付随した農地の指定について

議案第5号 現況確認証明願いについて

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

10. 議 事

議 長 只今から、令和4年第8回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時30分宣告)

只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員22名で定足数に達しております。よって令和4年第8回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

下限面積、年間１５０日以上の家族での農業従事日数、片道２時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第１号の１番の案件について、２７番、菊池和彦調査員お願いいたします。

２７番委員 議案第１号１番の案件について現地調査の結果を報告いたします。去る８月１２日、譲受人の●●●●さん、譲渡人の●●さんともにお目にかかってお話を伺いました。これは２５年前に●●さんのお父さんの●●●●さんが、●●さんの土地を購入して家を新築したのですが、その際、宅地に転用した所の残地が残ってしまったという事であります。当時譲受人の●●さんは農家ではありませんでしたので、今日までそのままにしておりましたが、数年前に脱サラをいたしまして、農業を始めて今は立派な桃農家であります。そういう事情で、お父さんが元気な内にはっきりさせておきたいという事で今回の申請に至りました。●●さんに伺いますと、既に２５年前に農地分も含めた売買は済んでいるとの事から、贈与という事になったそうです。●●さんの方としても、野菜の育苗ハウスとして利用していきたいとの事ありますので、経営規模の拡大に当たると思います。問題の無い案件だと思いますので、委員の皆さまのご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第１号の２番の案件について、３６番、小賀坂伸夫調査員、お願いいたします。

３６番委員 議案第１号の２番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。設定人の●●●●さんは、高齢により介護施設に入所されておりますので、●●●●●●の●●●●●●さんと、被設定人の●●●●●●さんから電話でお話を伺い、併せて８月１５日に現地を調査確認いたしました。申請農地は、梁川町大関上原地区にある、基盤整備した田んぼに隣接する畑であり、以前は●●さんが柿やリンゴを作付けしていましたが、高齢のため耕作できなくなり果樹を伐採して更地にしていました。伐採以降は草刈りなどをして保全管理をしていたとの事です。被設定人の●●●●●●さんは、耕作を再開して、ソバの栽培をしたいとの事です。周辺はイノシシ等による被害も多いところですが、電気柵等の対策もされており、問題の無い案件と見て参りました。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第１号の３番の案件について、３２番、舟山健一調査員、お願いいたします。

3 2 番委員 議案第 1 号の 3 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さんとは、昨日午前中に電話で確認をいたしました。●●●●さんは、昨年病気になりまして、申請農地についてあっせん申し出をしておりました。●●さんの奥さんからは、再三に渡り、私の方に電話がありまして、今回話がまとまり、私も喜んでいる案件です。今までは、●●●●さんがハウスでトマトを作っていたわけであります。この物件が本人の病気によりあっせんに出ているという事を●●●●さんが聞いて、この物件を買いたいという事で話がまとまりました。場所は、保原町内の●●●を左に曲がりまして、500メートルくらい先を右に曲がると、保育園があるんですが、その目の前のハウスです。明日からでもトマトが作れるので、ぜひ欲しいとの事で話がまとまった物件であります。問題の無い案件と判断して参りましたので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 4 番の案件について、1 4 番、千葉利市調査員、お願いいたします。

1 4 番委員 議案第 1 号の 4 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。8 月 1 4 日に現地確認をし、譲渡人の●●●●さんとは連絡が取れませんでした。譲受人の●●●●さんとは、自宅を訪問しお会いして話を伺いました。●●●●●●の農地は、●●●●●●●●●●の向かい側の農地で、作物は作られていませんでしたが、草刈り等の保全管理はされておりました。●●●●●●の農地は、●●さんの宅地のすぐ下の畑で、柿の木が 1 本植わっておりました。●●さんは現在●●市に住んでおりますが、以前は●●さんの近所にお住まいだった事から、東京の不動産屋を通じて、今回の申請農地をもらってくれないか、と話を持ちかけ、今回贈与という事で話がまとまったという事であります。●●さんは、今後農地として利用していきたいとの事でございますので、何ら問題の無い案件と見て参りました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

について」の4件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、住宅敷地への転用であります。所有権の移転であります。本申請地は、都市計画法第34条第11号ロの地区計画を設定されている区域となっております。なお、農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2番については、寺院駐車場敷地への転用であります。売買による所有権の移転であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。なお、この申請地は、令和3年12月の総会で農用地区域から除外するため意見が求められた場所であります。

3番については、公共事業受注に伴う、現場事務所、残土置場敷地等への転用であります。一時転用です。賃借権の設定8か月であります。農地区分は、伊達市役所から300m以内にあるため、第3種農地となります。一時転用許可可能と判断しました。

4番については、公共事業受注に伴う、現場事務所、資材置場敷地への転用であります。一時転用です。賃借権の設定8か月であります。農地区分は、農振農用地でありますので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用許可可能と判断しました。

5番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年です。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。なお、この申請地は、令和3年12月の総会で農用地区域から除外するため意見が求められた場所であります。

以上、5件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日8月16日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、佐々木推進委員、八城推進

委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。

場所は、東交流館から東へ300メートルほど行ったところです。この区域は地区計画もあり、排水もしっかりとあります。周囲の農地にも迷惑はかからないものと見て参りましたので、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番の案件について、21番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の報告をいたします。8月16日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地調査を行って参りました。

現地は伊達中学校より1kmほど南の、山すそにある農地です。この農地は、5年ほど前から、譲渡人の●●さんが高齢により耕作ができないため、草を刈って保全管理している土地であります。譲受人の●●●は山すそにありまして、駐車場が大変狭く、今回広げたいとの事で申請に至りました。周辺農地にも影響がないものと見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の3番と4番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第2号の3番と4番の案件について、現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日8月16日午前10時30分、本庁舎集合で、佐藤委員、柳沼委員、私、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。

まず3番の申請について、場所は、市役所から南西に位置する東根堰沿いの農地です。現在は草刈りもせず、荒れた農地になっております。今回東根川の工事に伴う残土置き場として利用したいという事なので、工事完了後はきれいな農地に復元されるのではないかと見て参りました。公共工事であり、安全管理も確保される事から、許可もやむを得ないものと判断して参りました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

次に4番の案件について、場所は、市役所から南に向かい、阿武隈急行のガードをくぐり抜けてすぐ東側の、市道に沿った農地です。以前は作物を作っておりましたが、近年は草刈り程度の管理状況の農地でございます。付近の水道工事に伴う、現場管理事務所、資材置き場等への一時転用の申請です。見通しもよく、安全性が確保できる現地です。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の5番の案件について、2番、柳沼正治調査員、お願いいたします。

2番委員 議案第2号の5番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたし

ます。昨日 8 月 1 6 日午前 1 0 時 3 0 分、本庁舎集合で、佐藤委員、浦山委員、私、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。

場所は、国道 3 4 9 号線付近の大沼から少し行ったところの、霊山町と保原町の境に近いところでございます。本案件は住宅敷地への転用申請ですが、申請人の所有農地の中から適地を検討した結果、今回の申請地しかないとのことでした。申請地は排水もしっかりありますので、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。なお、本案件については、3 0 アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 3 号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1 番につきましては、令和 2 年 9 月に転用許可を受けた事案であります。山砂採取のため、賃借権を設定した一時転用でございます。コロナの影響、また、災害の影響により事業計画どおり山砂採取及び搬出先へ運搬することが出来ず、現状で災害防除対策を行って返還しても、災害の発生危険度が高く、また、農地としても効率の良い利用が難しいことから、一時転用期間を延長するものです。一時転用期間は、2 年間から 4 年間へ延長するものです。なお、事業進捗率は 6 0 パーセントであります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 議案第4号「空き家に付随した農地の指定について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

なお、この議案第4号につきましては、今回初めて出された案件でありますので、若干説明を加えさせていただきます。先月7月の定例総会におきまして議決されました「伊達市農業委員会が定める別段面積」については、伊達市空き家バンク実施要綱に規定する空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の場合は0.01アールとし、農業委員会が1筆ごとに指定することにしてあります。またその取扱いは、伊達市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱によるとしています。この取扱要綱の中で、別段面積の適用条件として、次の5つの項目すべてが満たされていることが必要であり、これを農業委員会総会の決定を経て指定することになっています。

適用条件といたしましては、取り扱い要綱の第4条になりますけれども、1、適用する時点で空き家に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそれがあり、かつ、当該農地等の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないと認められること。

2、空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合はこの限りではない。

3、その他農地法第3条の権利移動要件を満たす農地であること。

4、空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定とすること。

5、譲受人が自然人であり、当該人に対して1回限りであること。

以上の観点から、指定についてご審議をいただきますようお願いをいたします。なお、買い手又は借り手が決まった段階で、改めて農地法第3条の許可申請が出されることになっております。以上で、議案の朗読及び説明を終了いたしますが、農地係長より補足説明をいたさせます。

農地係長 議案第4号空き家に付随した農地の指定について、補足説明を申し上げます。詳細につきましては、先ほど事務局長から説明があった通りでございます。場所につきましては、●●●●●●●●●●●●●●●●外2筆でございます。伊達市空き家バンク物件登録番号●●番、この登録の有効期限が令和6年3月31日までとなっています。

以上、「空き家に付随した農地」として指定もやむを得ないと判断し、申請を受理いたしましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この案件につきましては、地元の委員が現地調査を行っておりますので、代表委員から、その結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第4号の1番の案件について、22番、大武有子調査員お願いいたします。

22番委員 議案第4号1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。昨日8月16日午後1時30分、霊山総合支所集合で、清野会長、土屋職務代理、舟山推進委員長、私と事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。現地は空き家に隣接した農地で、今は柿畑と、草刈りをして保全管理された農地になっております。今年まであんぽ柿を作っている方が、今年の方まで実を取って、返還する事になっているそうです。事務手続きは終えているとの事で、何ら問題の無い案件と見て参りました。委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「空き家に付随した農地の指定について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「空き家に付随した農地の指定について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第4号「空き家に付随した農地の指定について」の1件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第５号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第５号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

１番、●●●●●●●●●●●●●●●●外３筆については、昭和５０年頃より住宅敷地として利用しており、また耕作不便ため不耕作となり原野化し、現在に至っております。以上、証明を付すのもやむを得ないと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第５号の１番の案件について、１番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

１番委員 議案第５号の１番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日８月１６日午前１０時３０分、本庁舎集合で、浦山委員、柳沼委員、私、事務局２名の計５名で現地を確認して参りました。

事務局の説明にもありましたが、現況はすでに宅地あるいは原野化しており、承認するもやむを得ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第５号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第５号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第５号「現況確認証明願いについて」の１件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第６号については一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第６号「農用地

利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る１０件、使用貸借権設定に係る３件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る１０件、使用貸借権設定に係る３件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る１０件、使用貸借権設定に係る３件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第１号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第１号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和４年第８回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後３時２４分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

